



## 令和2年度 廃棄物規制課の取組について

明けましておめでとうございます。皆様方には、日頃より産業廃棄物行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。令和2年の新春を迎えるにあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本年も、昨年同様、以下の2つの基本方針に則って産業廃棄物行政を推進してまいります。

1点目は、「規制」、「処理の促進」、「処理業振興」を三位一体で進めることです。廃棄物処理法等に基づく規制を着実に実施し、必要に応じ規制を強化していくと同時に、PCB 廃棄物の期限内処理や、不法投棄の原状回復、処理施設整備など産業廃棄物の処理を促進する施策を推進します。さらに、産業廃棄物の適正処理と循環型社会構築の優良な担い手を中長期的に確保・育成するという観点から、産業廃棄物処理業振興の施策も講じてまいります。

2点目は、制度等の合理的な立案・運用です。産業廃棄物処理に関する現行制度については、制度の趣旨や現実にもそぐわない運用等がなされている例が一部に見受けられ、改善を求める声も少なくありません。環境省としては、今後も、制度の目的や趣旨を踏まえた運用や、現実的な制度の立案など合理的な産業廃棄物行政の推進を更に心がけるとともに、自治体にも合理的な行政推進に留意いただくよう働きかけてまいります。

これらの基本方針を念頭に置きつつ、本年は、以下の分野を重点として取組を進めます。

最重要課題は、PCB 廃棄物の期限内処理です。このため、掘り起こし調査を着実に進めるとともに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) の処理能力増強等にも取り組んでまいります。JESCO 北九州事業地域では、昨年3月末までに大型変圧器・コンデンサー等の処理が完了しましたが、その経験の他地域への展開も進めてまいります。PCB 濃度が、5,000mg/kg から100,000mg/kg までの塗膜、感圧複写紙、汚泥等可燃性の廃棄物については、制度改正を踏まえ、無害化処理認定施設における処理を進めます。その他の低濃度 PCB 廃棄物についても、実態把握や処理促進策の検討を行います。

次に、廃プラスチック類 (廃プラ) の対策です。中国等外国政府による輸入禁止措置に起因して廃プラの国内処理体制が逼迫しており、

不法投棄等の不適正処理が懸念されています。このような状況を踏まえ、昨年5月に自治体向けに通知を發出し、域外からの搬入規制の廃止、緩和等や、適正な対価の支払い等排出事業者責任の徹底などを求めました。また、昨年9月には、優良認定処分業者に限って、廃プラの保管量の上限を引き上げました。本年は、これらの対策の効果を見極めた上で、更なる対策を検討し、実施します。また、昨年5月にバーゼル条約の附属書が改正され、リサイクルに適さない汚れたプラスチックごみが同条約の規制対象となりました。来年1月1日の附属書改正発効に向けて、国内の関連業界への影響や外国政府の動向等を考慮しつつ、国内法令やガイドライン等の整備を行います。

3点目は、不法投棄の原状回復に係る基金の見直しです。本基金が産業廃棄物の広域処理を支える重要なインフラであることを大前提として認識した上で、現行制度の考え方や有効性等を踏まえて検討を行いたいと考えています。

4点目は、有害物質対策です。有害物質に関する排出事業者から処理業者への情報伝達は、環境保全の観点からだけでなく、産業廃棄物処理の現場の安全・安心の確保のためにも極めて意義が大きく、必要不可欠なものです。できるだけ早期に法制化を行います。また、POPs 廃棄物の規制強化についても、引き続き検討を進めます。

5点目は、産業廃棄物処理業の振興です。優良認定の申請を任意の時期に行えるようにするなど、優良認定制度を改善するための廃棄物処理法施行規則の改正を、早期に行いたいと考えています。また、産業廃棄物処理業における深刻な人財不足の状況を改善するため、外国人技能実習制度を産業廃棄物処理業でも活用できるよう、引き続き支援を行ってまいります。

このほか、廃棄物処理施設の更新時における手続の簡素化、産業廃棄物処理分野における脱炭素化に向けた支援等の施策を講じてまいります。

本年も、これらの諸課題に対し全力で取り組んでいく所存です。関係者の皆様方の御支援、御協力を切にお願い申し上げますとともに、皆様方の御健勝を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。